

モニタリング並びに監査の受け入れに関する標準業務手順書 新旧対比表

Page	旧文書	新文書	理由
1	改正 令和 3 年 5 月 6 日	改正 令和 7 年 8 月 1 日	更新のため
1	2. 2) (3)モニターおよび監査実施者は履歴書を臨床研究推進センター職員に提出する。なお、履歴書の提出は当該モニターおよび監査実施者による初回モニタリングおよび監査時のみとする。	削除	GCP 上で履歴書提出は必須でなく、個人情報保護法改正に伴い提出を廃止
5		附 則	
5		この手順書は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。	更新のため